

（宛先）高浜市長

軽自動車税（種別割）減免申請書

高浜市税条例第81条の規定により、次のとおり申請します。

| | | | | | |
|--|--|--|--|------------------|-------------|
| 申 請 者 （ 納 税 義 務 者 ） | 住 所 | | | | |
| | 氏 名 | （ふりがな） | | 障 害 者 との続柄 | |
| | 生年月日 | 年 月 日 | | | |
| | 電話番号 | — — | | | |
| 身 体 障 害 者 等 | 住 所 | | | | |
| | 氏 名 | （ふりがな） | | （生年月日 年 月 日生 歳） | |
| 手 帳 の 種 類 等 | 手 帳 番 号 | 障 害 の 程 度 | 手 帳 の 障 害 名 障害の内容をすべて 記入してください | | |
| | 1 身体障害者手帳 2 療育手帳 3 戦傷病者手帳 4 精神障害者保健 福祉手帳 5 その他（ ） | 級 項・款症 | 体幹・上肢・下肢・視覚・聴覚・内臓・移動機能・その他 ※手帳に記載されているとおりに記入してください。 | | |
| 手 帳 交 付 年 月 日 | | 療育手帳については、次の判定年月日 | | | |
| 年 月 日 | | 年 月 日 | | | |
| 運 転 者 及 び 運 転 免 許 の 内 容 | 氏 名 | 障 害 者 と の 続 柄 | 免許の条件等（限定・改造車両限定 等自動車に関するもののみ記入） | | |
| | （ふりがな） | | | | |
| | （生年月日 年 月 日） | （同居・別居） | | | |
| | 運転免許の有効期限 | 免 許 の 種 類 等 | | | |
| 年の誕生日まで有効 | | 第 種 第 | 号 | | |
| 申 請 理 由 及 び 使 用 目 的 （該当する項目を○で 囲んでください。） | 1 本人運転 | ア 本人所有 イ 家族所有 | 2 家族運転 | ア 本人所有 イ 家族所有 | 3 その他運 転 |
| | 使用目的 | ア 通学 イ 通所 ウ 通院 エ 生業 オ その他 | 用途 | ア 自家用 イ 事業用 | |
| 減 免 を 受 け よ う と す る 軽 自 動 車 | 車 両 番 号（ナンバー） | 軽 自 動 車 等 の 種 別 | | | |
| | | 1 原動機付自転車 2 小型特殊自動車（農耕用・特殊用） 3 軽自動車（二輪車・三輪車・四輪乗用・四輪貨物） 4 二輪の小型自動車（251cc以上） | | | |
| | 所有者又 は使用者 | 住 所 | 障 害 者 との続柄 | | |
| | | 氏 名 | | | |
| 主たる定置場 | 高浜市 町 丁目 番地 | | | | |
| 家族の中で他に減免を 受けている自動車 | 有 ・ 無 | ※有の場合は登録番号 | | | |
| ※軽自動車税（種別割） の減免継続を希望する 際、必要な調査への同意 に関する申請 | 軽自動車税（種別割）の減免を受けるために、その事実を調査することを同意します。 委任者（代表） | | | | |

(裏面)

備 考

1 次年度以降の減免申請手続きについては、次に掲げるとおりです。

(1) 本人運転の場合

身体障害者等の方で、現在、減免を受けている軽自動車等については、減免を受けた状態に変更がない限り、自動的に継続します。(本人の同意のうえ、市において減免継続のために必要な調査をさせていただきます。)

ただし、減免する軽自動車等を入れ替えるなど要件が異なる場合は、必ず減免申請の手続を新たに行ってください。

また、運転免許証を更新しない場合や身体障害者手帳等を返還した場合など、軽自動車税(種別割)の減免を継続することができないような事情が発生した場合は、速やかに市役所へ連絡してください。減免に該当しなくなったことが後日判明したような場合には、遡って軽自動車税(種別割)を納付していただくことがありますのでご注意ください。

(2) 家族運転等の場合

毎年度、納期限前7日までに減免申請の手続を行う必要があります。減免申請を行わない場合は、減免を受けることができません。

また、減免する軽自動車等を入れ替える場合など要件が異なる場合、市外へ転出されたなど、減免を継続することができなくなったような場合は、転出先の市区町村で減免申請の手続をしてください。減免の内容や申請手続は市区町村によって異なりますので、転出先の市区町村へお尋ねください。

2 別居の家族等(身体障害者等と生計を一にする者)が減免を受けようとする場合は、福祉事務所長等が発行する「生計同一証明書」(別紙)を添付してください。

3 減免は、ひとりの身体障害者等について自動車・軽自動車等を問わず1台となります。

4 自動車検査証又は軽自動車届出済証に「事業用」と記載されているものは、減免を受けることができません。(一般の軽自動車等に構造変更が加えられ、専ら身体障害者等の利用に供するものは除きます。)

(別紙)

軽自動車税（種別割）に係る生計同一証明書

第 号
年 月 日

様

印

このことについて、下記に掲げる「1 対象軽自動車等」は、専ら「2 障害者等」のために、当該障害者等と生計を一にする「3 運転者」の者が運転するものであることを証明する。

記

| | | | |
|--------------|------------------------|--|--|
| 1 対象軽自動車等 | | | |
| 2 障害者等 | 氏 名 | | |
| | 住 所 | | |
| | 電話番号 | | |
| 3 運転者 | 氏 名 | | |
| | 住 所 | | |
| | 電話番号 | | |
| | 運転免許証の番号 | | |
| | 障害者等との関係 | | |
| 4 減免措置の適用の有無 | 有り（認められる） ・ 無し（認められない） | | |